

ごぞんじですか？ 農地の転用には申請許可が必要です

農林水産課 内線735

農地を駐車場や資材置場などに使用していませんか？農地以外のものへ変更（農地の転用）するには申請許可が必要です。農地は一時の資産保有目的や投機目的による取得ができないため、具体的な土地利用計画をしっかりと立てることが大切です。皆さん農地を正しく使用しましょう。

目的

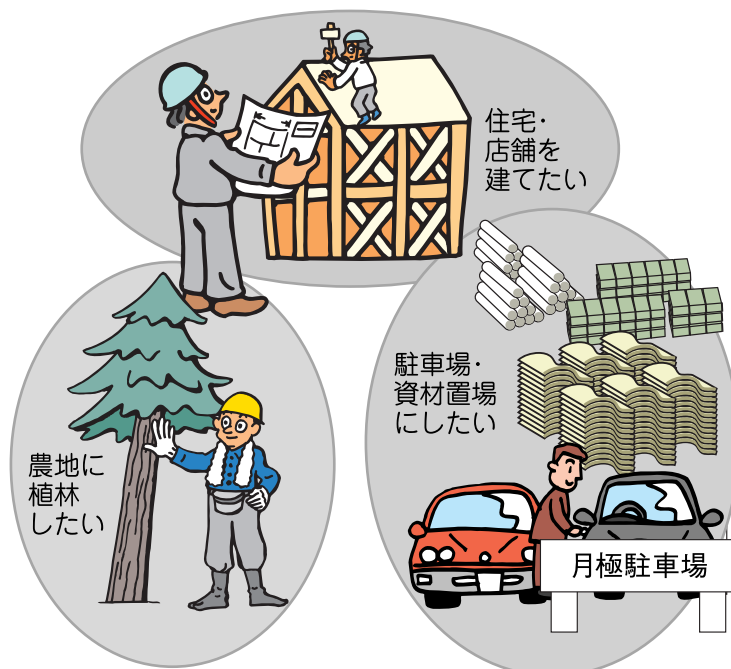
日本は国土が狭く、多くの人口を抱えているため、国土を計画的・合理的に利用することが大切です。農地の転用は、効率的かつ生産性の高い「優良農地」の確保と、住宅敷地や駐車場用地などの農業以外の土地利用を調整し、計画的な土地利用を図ることを目的としています。

農地とは？

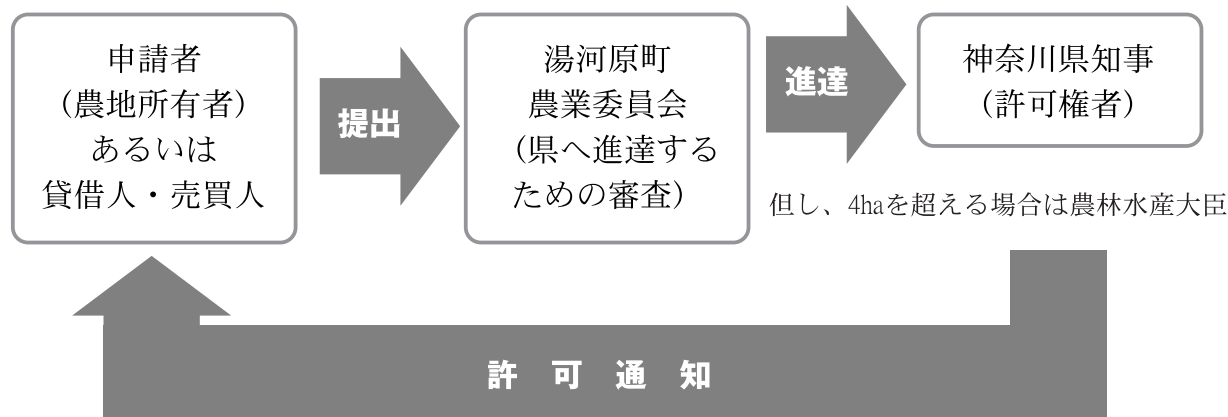
固定資産税の納税通知書の「台帳地目」あるいは「現況地目」に「田」「畑」と記載されています。

申請の手続きは？

住宅の建築や駐車場などを整備する前に、『所有地の地目は「畑」なのか。』『今までみかん畑を耕作していたけど駐車場にできるのか。』などいろいろ疑問な点について、必ず湯河原町農業委員会事務局（農林水産課内）へご相談ください。



転用申請許可の流れ



※許可書は、湯河原町農業委員会経由で申請者へ渡します。